安全衛生推進者養成講習

受講内容•受講料

新潟労働局長 登録番号第1号(有効期限:2024年3月30日)

事業場の安全衛生を確保するため労働安全衛生法第12条の2により、労働者10人以上50人 未満の一定の業種(※注)の 事業場は、資格を有する安全衛生推進者を選任し、その者に安全衛生業務を担当させなければなりません。このため、当 連合会が新潟労働局の登録教習機関として、安全衛生推進者養成講習を実施し、有資格者の充足を図っています。

※注 労働安全衛生法第12条の2による一定の業種とは、林業、鉱業、建設業、運送業、製造業(物の加工業を含む)、電 気業、ガス業、水道業、通信業、熱供給業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、清掃業、 燃料小売業、家具・建具・じゅう器小売業、自動車整備業、機械修理業、旅館業及びゴルフ場業。なお、上記業種以外の非 工業的業種については、衛生推進者を選任することとなります。

学科

	受講区分•時間		受講資格	受講料※	(1.	受講時間
	A	10H	・下記資格の無い者	19,140	円	1日目 学科 9:00~16:20
	Λ			10,140		2日目 学科 9:00~14:10
В	В	5H	・安全管理者の資格がある者	11,440	円	1日目 学科 9:00~11:00
	Ь	JH		11,440		2日目 学科 9:00~12:10
	С	4H	・衛生管理者の資格がある者	11,440	円	1日目 学科 9:00~14:10

^{※1.}受講料は消費税・テキスト代(2.640円)込

【全員】アップロードするためにご用意いただく必要書類等のファイル

·本人確認書類 自動車運転免許証等のファファイル

•振込書 2件以上の受講料を同時に振込みの方は入金備考に入力してください。

【下記に該当する方】アップロードするためにご用意いただく必要書類等のファイル

•一部免除該当者

安全管理者選任時研修修了証又は 衛生管理者免許のファイル (受講区分B.Cの方)

- 外国籍の方 「在留カード」又は「パスポート」のファイル

希望する方

・旧姓又は通称の併記を 旧姓を使用した氏名の場合…戸籍謄本、旧姓併記の住民票、旧姓が記載されたマイナンバー カード表面(自動車運転免許証等(ファイル)で分かれば不要)

通称の場合…住民票又はそれに類する証明書

振込先口座一覧表

振込先

第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1 2 4 2 6 1 2

口座名義 (一社)新潟県労働基準協会連合会

シャ. ニイガタケンロウドウキジュンキョウカイレンゴウカイ

※振込手数料はご負担願います。

※納付された受講料は原則としてお返しいたしません。